

令和5年8月7日
【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室
賃金室長 齋藤 豪徳
賃金係長 小屋敷 直也
(電話) 028(634)9109

報道関係者 各位

令和5年度栃木県最低賃金の改定を答申

時間額954円(引上げ額41円)

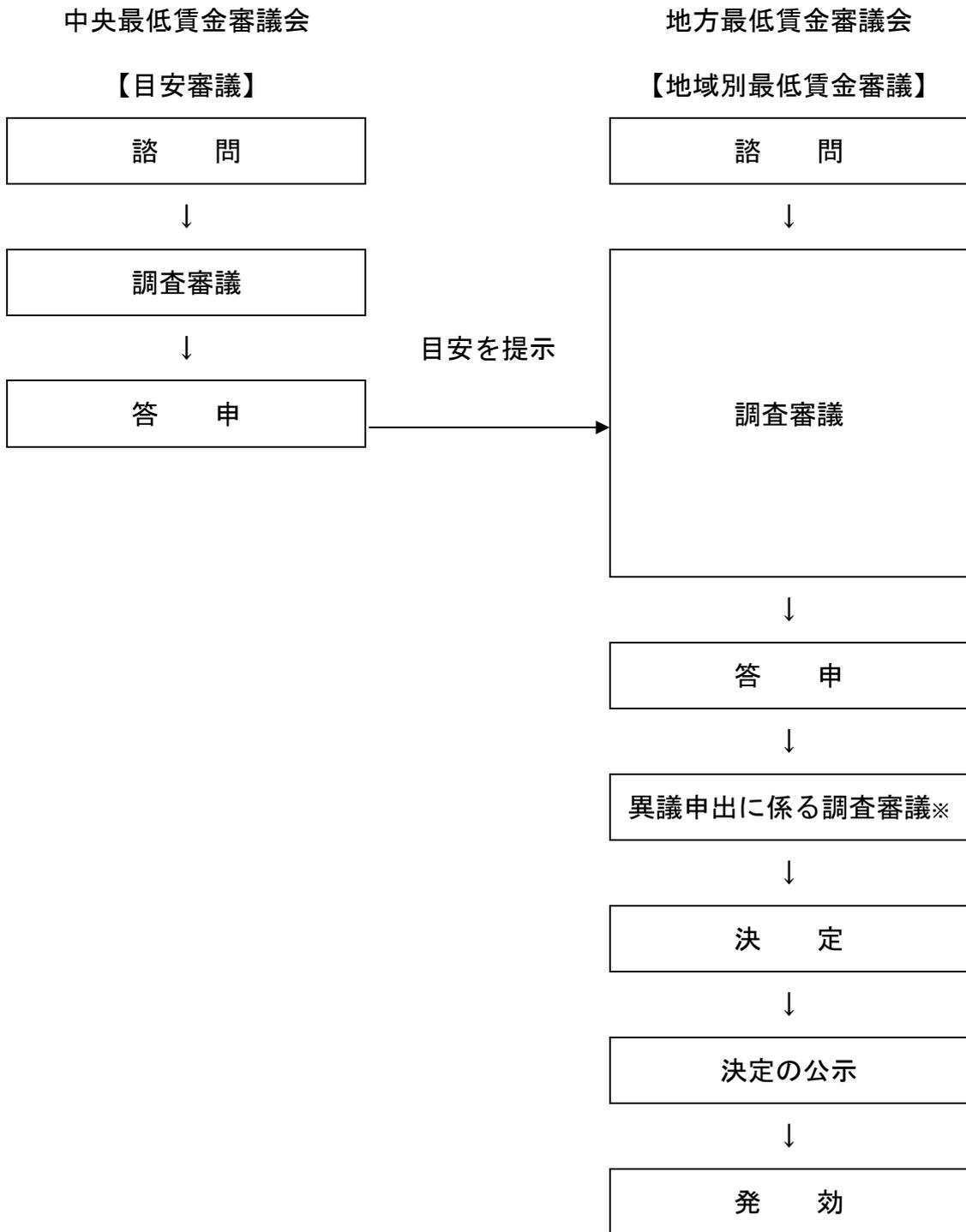
栃木地方最低賃金審議会

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 杉田明子 弁護士)は、令和5年7月5日(水)、栃木労働局長(奥村英輝)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8月7日(月)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対して、栃木県最低賃金の改定額を時間額954円として答申を行った。
- 2 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金が決定されることとなる。なお、改定される最低賃金は、本年10月1日の発効予定である。
- 3 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7月28日に中央最低賃金審議会から示された最低賃金額改定の目安(栃木県の場合は、Bランク40円の引き上げ)を参考にしつつ、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1及び上記2のとおり決められたものである。

【参考：栃木県最低賃金額の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	800円	826円	853円	854円	882円	913円

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催